

## 総務委員会会議録

令和6年3月11日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：15

### 【 案 件 】

1. 議案第37号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））
2. 議案第 1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）
3. 議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

### 【 報告事項 】

1. 市職員倫理に関するルールの明確化について
2. 飯塚市地域情報化計画後期個別施策の策定について
3. 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第37号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○財政課長

「議案第37号 専決処分の承認」につきましてご説明をいたします。

「専決第31号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

令和5年12月28日専決分の補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、ふるさと応援寄附事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に14億6368万7千円を追加して944億2113万9千円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に係る財源を追加いたしております。

寄附金は、収入状況を勘案しまして、ふるさと応援寄附金を6億円追加いたしております。繰入金のふるさと応援基金繰入金では、歳出予算に計上いたしておりますふるさと応援寄附事業費の財源として、3億円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費、企画費のふるさと応援寄附事業費では、いただいた寄附金に対する返礼品代等の経費3億円を追加し、ふるさと応援基金管理費では、いただいた寄附金を基金に積み立てるため、ふるさと応援基金積立金に6億円を追加いたしております。

5ページをお願いいたします。民生費、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費では、低所得者等、住民税非課税世帯等及び住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯に対し子ども一人当たり5万円の給付と、住民税均等割のみ課税世帯に対し一世帯当たり10万円を給付するため、5億6313万5千円を計上いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めないことにより1件追加するもので

ございます。

6ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第37号 専決処分の承認（令和5年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」）については承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

次に、「議案第1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」につきましてご説明をいたします。

令和5年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業に係る経費と今後見込まれる所要額を補正するもので、歳入歳出予算の総額から4556万7千円を減額して943億7557万2千円にしようとするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。歳入でございますが、地方交付税の普通交付税につきましては、地方交付税の交付の原資となる国税収入が増加したことに伴い、令和5年度限定で交付されるもので、3億412万6千円を追加いたしております。なお、このうち臨時財政対策債償還基金費として交付される1億4781万4千円につきましては、その同額を減債基金に積立する歳出予算を計上し、後年度の償還時に繰入れするようにいたしております。

国庫支出金・県支出金・市債につきましては、歳出予算に計上いたしております対象事業に係る財源を補正するものでございます。

繰入金では、今回の補正による財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を1億8339万3千円減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、地域振興費、公共交通対策事業費の小竹天道線など5つのバス路線維持負担金につきましては、負担額が確定いたしましたので、補正するものでございます。

5ページをお願いいたします。農林水産業費、農業土木費に記載しております2つの事業につきましては、国補正に伴い前倒しするもので、県営農業生産基盤整備事業費は、昭和ため池改良県営事業負担金を450万円追加し、次の農業施設防災減災事業費は、県補助金を活用して防災重点ため池の劣化状況、地震や豪雨に対する耐性評価にかかる委託料を7160万円追加するものでございます。

鯉田地区遊水池新設事業費につきましては、今年度中の工事発注が見込めないため全額を減額するものでございます。

土木費、公園費の公園施設長寿命化事業費は社会資本整備総合交付金の追加配分見込みに伴い笠城ダム公園など7つの公園の遊具等の整備費用3360万円を追加いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、年度内の事業完了が見込めないことにより3件追加する

ものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、債務が後年度にまたがることにより1件追加するものでございます。

6ページ以降に、令和5年度の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び市債、基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

資料の5ページで、農業施設防災減災事業費のため池の調査ということで、補正で7160万円上がっています。これはもともとの総体的な件数と、この追加分の件数がどのくらいあるのか、お願いできますか。

○委員長

執行部のほう、答弁できますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10時12分

再 開 10時14分

委員会を再開いたします。

○農業土木課長

申し訳ありません、今手元に資料がございませんのでちょっと説明はできません。申し訳ありません。

○吉田委員

すみません。この数字がやはり3千万円と、追加補正額で7160万円ということで、倍以上の金額が出ているわけですから、ちょっと内容について確認したいので、委員長のほうで取り計らいができるならお願いします。この分を後に回すとか、何かそういう方策を打っていただけないでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10時15分

再 開 10時29分

委員会を再開いたします。

○農業土木課長

申し訳ございません。当初は4か所分の調査費として、3050万円を計上しておりました。補正後に令和5年度も4か所の調査委託料を計上しておりましたけれども、国の補正により4か所追加で8か所分の委託料となっております。合計12か所を調査するようにしております。

○吉田委員

今、8か所分だというご説明だったんですけど、8か所でこんな金額がかかるんですか。ちょっと件数が違うようなことを考えられます。もう一度ちょっと調整してもらってよろしいですか。件数のところが、何か大分私の認識とかけ離れているような件数だったんですけど。もう一度確認してもらえますか。

○農業土木課長

調査にかかる費用に関しましては1か所800万円程度かかります。

○委員長

暫時休憩いたします。





討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書64ページをお願いいたします。今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和6年2月9日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴いまして、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書の65から66ページに新旧対照表をつけておりますが、今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令で定められている補償基礎額の改定に合わせ、補償基礎額の最低額を8900円から9100円へ、また、消防団員の補償基礎額を30円から200円の範囲で引上げ、改定するものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「市職員倫理に関するルールの明確化について」、報告を求めます。

○人事課長

「市職員倫理に関するルールの明確化について」、ご報告いたします。

このたび、国家公務員倫理規程等と一部相違する事項について、市職員倫理に関するルールの明確にするため飯塚市職員倫理条例施行規則の一部を改正し、倫理保持に向け職員及び事業者に対し周知を図るものでございます。

資料「市職員の倫理保持のためのルール」をお願いします。表紙の次のページ、2ページをお願いします。「はじめに」では、現状と課題、改正の目的を記載しております。

これまでの本市職員倫理条例施行規則は、先行する国家公務員倫理規程等と一部相違することから、職員及び関係者が倫理上の制限や禁止行為、またはその範囲等について明確な判断ができず、支障をきたしておりました。

また、行政が施策、事業を推進するためには、外部との交流や情報の収集、交換が必要であります。これを全て禁止することも、また、無条件に認めることも行政運営への支障となる

ことから、倫理上の利害関係者を明確にし、職員、関係者の双方が禁止行為を理解し行動できるよう、国及び他自治体を参考に、統一的な規則に改める必要がありました。

これまでの本市職員倫理条例施行規則は、先行する国家公務員倫理規程等と一部相違する箇所、具体的な主な相違点は、下の4つのなかばつに記載しておりますとおり、本市規則は、「利害関係者の定義がないこと」、「禁止行為に共に飲食をするが規定されていること」、「共に飲食をする場合の届出に関する規定がないこと」、「利害関係者以外との間における禁止行為の規定がないこと」となっております。

これらのことにより、行政が施策、事業を推進するためには、外部との一定の交流や情報の収集、交換が必要でありますので、倫理上の利害関係者を明確にし、今後は職員、関係者の双方が禁止行為を理解し一定の行動ができるよう、国及び他自治体を参考に、統一的な規則に改めるものでございます。つまりどこの公務員であっても同じようなことが禁止され、同じようなことができることを目指し、私たち職員だけでなく、相手方も分かりやすい規定とすることが、改正の主目的です。

3ページをお願いいたします。職員倫理条例第6条にある「職員の職務に利害関係を有するもの」について、その定義を定めるものでございます。

利害関係者は、資料に記載のとおり、事務の相手方の事業者等や個人で、「許認可等を受けて事業を行っている者、申請をしている者、申請をしようとしていることが明らかである者」、「補助金等の交付を受けてその対象となる事業等を行っている者、交付の申請をしている者、交付の申請をしようとしていることが明らかである者」、「立入検査、監査を受ける者」、「不利益処分の名宛人となるべき者」、「行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者」、「契約を締結若しくは申込みをし、又は申込みをしようとしていることが明らかである者」と規定いたします。

なお、事業者等には弁護士、税理士などの個人を含み、また、事業者の役員、従業員、代理人その他の者も、事業等を行っている者とみなすこととしております。

4ページをお願いいたします。「利害関係者とみなす場合について」を4つ示しております。1つ目が、会社の全員が利害関係者になるのではなく、契約の相手方である企業であれば、一般的には役員やその契約に関わっている営業等の従業員が利害関係者となるものです。次に、過去3年間の職務における利害関係者は、現在の利害関係者とみなします。それから、ある職員Aに別の職員Bの利害関係者が接触している場合、その行為がAがBに対して持つ職務上の影響力を期待していることが明らかなきときは、Aにとっても利害関係者とみなすことといたします。

次に、5ページをお願いいたします。Q&Aを記載しております。一番下に国・地方の議員について記載しております。

次に、6ページをお願いします。ここから、2利害関係者との間のルールを記載しております。

「NG」に利害関係者との禁止行為を記載し、その下の黒丸に禁止行為の除外事項を記載しております。この禁止行為は国に準じた形で改正しております。改正した点としましては、資料の7ページ下段の「OK」の部分でございます。

今回の規則改正で、市職員は、事業等を推進する上で情報や意見の交換は必要であることから、「自分の飲食費用を自ら負担する場合」または「利害関係者ではない第三者が負担する場合」には、利害関係者と共に飲食をすることができるよう、国に準じて改めています。

ただし、その飲食をする際は、届出書の提出が必要で、また、市職員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、報告書を提出するよう義務づけております。

資料11ページをお願いします。「利害関係者でない者との間のルール」でございまして、利害関係者でない事業者等との間でも認められない行為として、「同じ相手からの繰り返しの

ものや著しく高価なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること」、「その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わること」、いわゆる「つけ回し」を明記しております。

次に、資料「市職員と関わりのある事業者の皆様へ」をお願いいたします。

事業者の方にも禁止行為等を理解いただきけるよう、事業者向けのチラシを作成しております。これらを窓口や庁舎内の掲示版に掲示して、啓発・周知を図ることといたしております。

以上、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

やっとなさね、やっとはおかしいですけども、自らこういう形で作られていますので評価させていただきたいと思えます。職員というふうに書いてありますが、職員以外の人、派遣社員であるとか、任用職員ですか、そういう方々については、こういう今コンプライアンスがいろんなところで問題になっておりますけれども、これの規制を受けるのかどうかお尋ねいたします。

○人事課長

本市の全ての職員が対象となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域情報化計画後期個別施策の策定について」、報告を求めます。

○業務改善・DX推進課長

「飯塚市地域情報化計画後期個別施策の策定について」、ご説明をさせていただきます。

資料1、「飯塚市地域情報化計画後期個別施策（概要）」をお願いいたします。

計画の概要を簡単に申し上げますと、本計画は、平成30年3月に策定したもので、平成30年度を初年度として最終年度を令和8年度とする計画となっております。

また、計画期間を3年度ごとに前期、中期、後期に分けて進捗管理を行うとともに、施策の進行状況及び評価、並びに市民ニーズ、社会情勢の変化や情報技術の進展に柔軟に対応するため、前期及び中期の最終年度に、必要に応じて計画の見直しを行うこととしており、本年度が中期の最終年度となることから、具体的な情報化施策であります、個別施策について見直しを行うものでございます。

計画の見直し案につきましては、外部の有識者及び公募委員で構成する飯塚市地域情報化計画推進委員会にて、各所管課からの提案について、ご意見やご質問をいただきながら策定しております。

なお、令和6年1月5日から1月25日にかけて本庁、各支所、コミュニティセンター、12地区交流センターに意見箱を設置するとともに、公式SNS、公式ホームページを通じて市民意見を募集いたしました。ご意見は寄せられませんでした。

次に、見直しのポイントについてご説明いたします。まず、個別施策の分類でございますが、施策の重要度や取組の時期、進捗等に応じ、「重点施策」、「推進施策」、「調査研究施策」の3種類に分類してはいたしましたが、重点施策として取り組んできたものが一定の成果を得て、その後活用推進や一部改善、修正をしながら継続していく必要があるものは、「継続施策」として整理することといたしております。

また、各個別施策の見直しについては、国が示しております「自治体DX推進計画」において自治体の重点取組事項とされているフロントヤード改革の推進、情報システムの標準化・共

通化、マイナンバーカードの普及促進・利用の推進やA I・R P Aの利用推進などを踏まえたものとなっております。

次のページに自治体D X推進計画等の概要の資料をつけておりますので、後ほどご確認ください。

続いて資料2をお願いいたします。見直し後の個別施策について幾つかご紹介させていただきます。

資料の17ページをお願いいたします。「公衆無線L A Nの活用促進」になります。公衆無線L A Nにつきましては、12地区交流センター、コミュニティセンター、いづかスポーツリゾートテニスコート、総合体育館など、公共施設への整備が概ね完了し、今後は活用を促進しながら事業を継続するため、先ほどご説明いたしました継続施策として整理しております。

次に資料の18ページをお願いいたします。新規の調査研究施策として地域活動におけるデジタル化の推進を掲げております。

これは、自治会活動における課題を解決するため、情報共有ツール、デジタル回覧板などを活用して、役員の負担軽減や自治会活動の効率化、活性化を目指すものになります。

次に、資料の21ページをお願いいたします。「書かない」、「待たせない」、「行かなくてよい」スマート窓口の推進を重点施策として掲げております。こちらは中期に引き続きの重点施策となりますが、市民の利便性を更に向上させる「行かなくてよい」窓口やフロントヤードとバックヤードのデジタル化を同時に行い、業務の効率化につなげるといった視点をプラスして内容を見直しております。

次に、資料の25ページをお願いいたします。新規の重点施策としてキャッシュレス化の推進を掲げております。こちらは、中期の重点施策として、電子申請、電子署名、電子納付等による行政手続きのオンライン化を掲げておりましたが、電子納付の部分をキャッシュレス化として切り分けたものです。なお、本年度は、市民課、税務課、各支所市民窓口課において、証明書等交付手数料のキャッシュレス決済を3月1日より開始しております。

他の個別施策につきましても、それぞれの分野におけるデジタル化の推進、利便性や安全安心の向上を図るため、適宜見直しを行っております。

以上、簡単ですが、「飯塚市地域情報化計画後期個別施策について」の説明を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの作成について」、報告を求めます。

#### ○業務改善・D X推進課長

「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及びプランの策定について」、ご報告をさせていただきます。

行政経営戦略推進ビジョンにつきましては、前回ご報告させていただきました素案からの主な変更点についてご説明させていただきまして、その後、プラン全体のうち本委員会が所管している項目についてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、前回ご報告の際に申し上げました市民意見募集でございますが、期間中に6件10項目についてご要望やご意見をいただきました。中には、制度的なご要望もございましたが、主なものをご紹介しますと、生成A Iの活用や自治会のデジタル化、公共施設の必要性についてのご意見や、スマートシティ飯塚はよいが、市民には理解しづらいので具体的な手段や方法、行動が必要ではないかなどのご意見をいただきました。

前回の委員会報告の際にいただきましたご意見や市民意見を踏まえ、行政経営戦略推進審議会にて更に議論を深めていただきました結果、主に次の点について変更いたしております。

資料1、「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」の10ページをお願いいたします。

素案では、目指す姿を「時代の変化をも追い風に成長を続けるスマートシティ飯塚」としておりましたが、「スマートシティという言葉は市民には理解しづらく、国が使っているスマートシティと混同してしまうのではないかなどのご意見もあり、変更いたしております。

「いつでも どこでも つながる 飯塚市」は、業務改善、改革において大きな役割を果たすデジタル技術の特性である、時間や場所に捕らわれず「つながる」ことができるという意味と市民目線の改革により、市民と本市がより一層「つながっていく」という意味を込めたものとなっております。

また、具体的な目指す姿として、「誰もが快適に生活し、住みたいまち 住み続けたいまち」として選ばれている、「飯塚市に愛着を持った職員が生き生きと働き、市民のために新たな価値を生み出している」、「様々なデータがつながり、多角的に利活用されることによって、あらゆる課題が克服されている」の3項目を掲げております。

次のページをお願いいたします。目指す姿の実現後をわかりやすく理解していただくために、「つながる」をキーワードとして、具体的なイメージをいくつか例示させていただいております。

次に、15ページをお願いいたします。成果指標でございますが、素案では「市民意識調査」における飯塚市のまちづくりの取組に対する満足度・重要度の行政経営分野の項目を指標といたしておりましたが、市民意識調査が毎年実施するものではないことから、適切ではないのではないかとのご意見もございまして、変更いたしております。

市民目線の指標として、オンラインで完結できる手続件数と窓口アンケートにおける満足度を、職員目線の指標として働き方改革に関する職員アンケートにおける満足度、財政的な指標として経常収支比率を掲げております。

なお、指標の一つとしております窓口アンケートでございますが、現在、全庁的な窓口アンケートを行っていないことから、現状を正確に把握するため、令和6年度に年間を通じたアンケートを実施したのち、基準値及び目標値を決定したいと考えております。

また、前回の委員会報告の際にもご説明いたしましたが、今後、財政見通しを策定した後に成果指標を見直すことといたしております。

続きまして、プランについてご説明いたします。資料2をお願いいたします。大分類、小分類として、ビジョンにおける改革の体系ごとに分類するとともに、更にプランの取組項目ごとに分類した一覧になります。個別の取組項目名、その目的、内容及び目標となります3年後の目指す姿を記載いたしております。

全体では、96項目に取り組むこととしており、総務部では19項目、行政経営部では31項目、議会事務局では1項目に取り組むことといたしております。

取組ごとの詳細につきましては、説明を省略させていただきます。なお、本ビジョン及びプランの進捗状況につきましては、毎年、行政経営戦略推進審議会にて、評価やご助言などを頂きますとともに、その内容を議会にご報告をさせていただくことといたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。なお、飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランにおける具体的な取組に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。